

サンプル条文・一問一答形式一覧

問題番号	問題文	正誤	根拠条文	解説
1	ある地域の町内会が、自ら独自の判断で公園の利用に関する新たな「利用権」を創設し、住民に対してその権利を主張しようとした。	×	第175条	この条文は、物権は本法律その他の法律に定めるもの以外は創設できないと規定しています。町内会が独自に新たな物権（利用権）を創設することは認められません。
2	Aさんは、口頭での意思表示だけで自分の所有する土地をBさんに譲渡し、第三者に対してもその所有権を主張できると考えている。	×	第176条、第177条	物権の設定及び移転は当事者間では意思表示のみによって効力を生じますが、不動産の場合は第三者に対抗するために、登記など別途定められた手続きが必要です。口頭だけでは第三者に対抗できません。
3	Cさんは、土地の所有権を取得したとの契約が成立したものの、不動産登記を行っていないため、後に権利を主張しようとしても第三者に対抗できると考えている。	×	第177条	不動産に関する物権の得喪や変更は、不動産登記法等に従って登記をしなければ、第三者に対抗することができません。登記をしていない場合、権利の主張は対抗できません。
4	Dさんは、中古車の売買契約において、実際の引渡しがなかったにもかかわらず、口頭での意思表示だけで所有権が移転したと主張し、第三者に対しても自らの所有権を主張できる。	×	第178条	動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが必要であれば、第三者に対抗することができません。口頭だけでは、引渡しがなければ効力を対抗できません。
5	Fさんは、友人の代理で本を受け取った場合でも、自分のためにその本を所持していると主張し、占有権を取得できると考えている。	×	第180条	占有権は「自己のためにする意思」をもって物を所持することによって取得されます。代理や他人のための場合は自己のための占有とは認められないため、占有権は取得できません。



非常に身近に感じられる、少し難易度が高い問題



条文に基本に忠実に解説されているため、迷いが減る

問題と解答が一覧になっているため、復習の時の非常に楽です。